

## タクシー借り上げ契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙の運行するタクシーの利用に関し次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が別表に定める区間で利用するタクシーを運行し、甲はこれを利用するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（利用料）

第3条 タクシーの利用料は、別表に定める金額とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、〇〇〇円とする。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、甲からタクシーの運行の依頼があったときは、甲が別に定める仕様書（以下「仕様書」という。）により、タクシーを運行するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（利用料の請求及び支払）

第7条 利用料は月末締めとし、乙は、翌月の10日までに当該月分の利用料の総額及び内訳を記載した支払請求書に仕様書に定める乗車券を添付して甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に利用料の月額を支払うものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）甲がこの契約によるタクシー利用の必要がなくなったとき。

（2）乙がこの契約に違反したとき。

（3）乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

（4）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規程する暴力団（以下「暴力団員」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

（5）乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その

損害を賠償しなければならない。

2 乙は、タクシーの運行により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、タクシーの運行中に甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙又は乙の指示に基づいてタクシーの運行に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約を履行するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結及びタクシーの運行に伴う利用料以外の経費は、乙の負担とする。

(協議)

第13条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、企業局会計規程（平成14年6月28日企業管理規程第6号）第8章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 宮崎県  
宮崎県企業局長 松浦 直康

乙

別表（第1条、第3条関係）

区 間	車 種	単 価
【企業局・綾町ふれあい合宿センター間】 （綾町を經由） （発）企業局 （着）綾町ふれあい合宿センター	小型タクシー	円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）綾町ふれあい合宿センター （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局・古賀根橋ダム間】 （綾町を經由） （発）企業局 （着）古賀根橋ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）古賀根橋ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局・古賀根橋ダム間】 （多良木町を經由） （発）企業局 （着）古賀根橋ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）古賀根橋ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局・古賀根橋ダム間】 （多良木町及び林道槻木南線を經由） （発）企業局 （着）古賀根橋ダム		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）古賀根橋ダム （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局・熊本県との県境周辺間】 （多良木町を經由） （発）企業局 （着）熊本県との県境周辺		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
（発）熊本県との県境周辺 （着）企業局		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）
【企業局・熊本県との県境周辺間】 （多良木町及び林道槻木南線を經由） （発）企業局 （着）熊本県との県境周辺		円 （うち消費税及び地方消費税金 円）

(発) 熊本県との県境周辺 (着) 企業局		(うち消費税及び地方消費税金) 円 円)
【企業局・田代八重ダム間】 (多良木町を經由) (発) 企業局 (着) 田代八重ダム	小型タクシー	(うち消費税及び地方消費税金) 円 円)
(発) 田代八重ダム (着) 企業局		(うち消費税及び地方消費税金) 円 円)
【企業局・田代八重ダム間】 (多良木町及び林道槻木南線を經由) (発) 企業局 (着) 田代八重ダム		(うち消費税及び地方消費税金) 円 円)
(発) 田代八重ダム (着) 企業局		(うち消費税及び地方消費税金) 円 円)
【企業局・寒川ダム間】 (発) 企業局 (着) 寒川ダム		(うち消費税及び地方消費税金) 円 円)
(発) 寒川ダム (着) 企業局		(うち消費税及び地方消費税金) 円 円)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

### (資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

こと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。